

相談ニーズと 被災者の暮らし

～熊本地震における

被災者支援活動から見てきたもの～

熊本県弁護士会

弁護士 鹿瀬島 正剛

1

総合法律支援法 30 条 1 項 4 号

についての日弁連からの改正案

【現行】発災日から「1 年」を超えない範囲内
資力不問の無料法律相談実施

【改正案】上限を「少なくとも 2 年」に伸長

また、

上限に達した場合でも政府の決定により

「2 年を超えて」柔軟に延長できる規定

2

立法趣旨

災害により生活基盤を失った者等に対し

生活再建に必要な法的**支援**を

適時に提供すること

被災者に資力を問うことは酷である

3

熊本地震に関する弁護士会での法律相談件数の推移

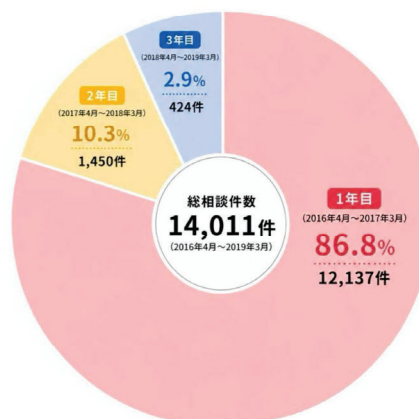
対象期間：2016年4月～2019年3月（3年間）

相談件数（総数）：14,011件

1年目：12,137件（86.8%）

2年目：1,450件（10.3%）

3年目：424件（2.9%）



4

熊本地震に関する弁護士会での法律相談内容の変化

対象期間：2016年4月～2019年3月（3年間）

●2016年4月～10月（発災日～半年経過）

「公的支援制度」の利用に関する相談

（罹災証明書・公費解体・仮設住宅・応急修理・被災者生活再建支援金等）

●2016年10月以降（半年経過以降）

「生活再建のハードル」に関する具体的な相談

（二重ローン問題・住宅再建にかかる費用捻出・生活再建の場所選定等）

5

被災者の環境と法律相談ニーズの変化

●発災日～半年間＜発災直後の混乱期＞

「避難所」「車中泊」「壊れた自宅」

等で生活

情報収集と現状把握が優先課題

→「公的支援制度」の情報提供

が法律相談の中心

6

●半年後～

「**仮設住宅**」に入居

入居世帯数のピークは1年後

入居期間は原則2年間(熊本地震では延長も認められた。)

「**公費解体**」が進む

1年後の進捗率は約50%

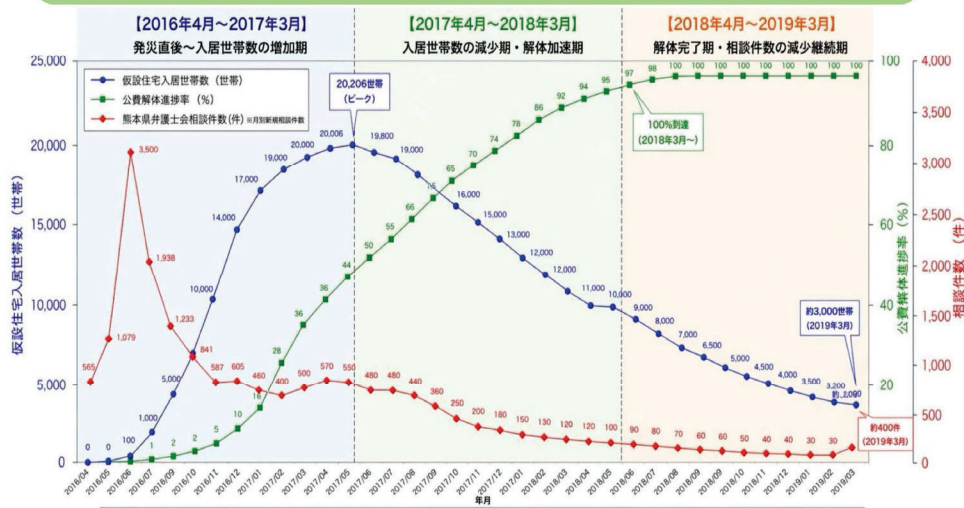
2年後にほぼ100%完了

命の危険から解放され、取り戻しつつある日常生活の中で、

生活再建に向けた**具体的な悩み**を解決していくことが優先課題

→**生活再建に関する具体的課題**が法律相談の中心

熊本地震に関する弁護士会での法律相談件数・仮設住宅入居世帯数・公費解体進捗率の推移



ま と め

- ✓ 発災から1年で相談ニーズがなくなることはない。
- ✓ 相談ニーズは、被災者の環境により、変化していく。
- ✓ 発災から半年経って、生活再建に関する具体的な相談が増え始めるという事実。
- ✓ 仮設住宅の入居期間が、原則2年間であり、延長も認められたという事実。
- ✓ 公費解体の完了まで、約2年間要しているという事実。

これらの事実から、少なくとも2年間は、資力不問の無料法律相談を継続しなければ、被災者の生活再建に必要な法的支援を適時に提供するという、制度目的を達成することはできない。